成田市立橘賀台小学校「学校いじめ防止基本方針」

１ いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童（注１）の立場に立って（注２）行うものとする。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等（注３）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（注４）（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注１）「児童」とは、学校に在籍する児童をいう。
（注２）「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。
（注３）「一定の人的関係にある他の児童等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。
（注４）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことを無理やりさせられたりすること、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

２ 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめ防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。「成田市いじめ防止基本方針」の基本的な考え方に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域及びその他の関係者との連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。（以下、成田市いじめ防止基本方針より一部引用）

○「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響の重大さとともに、いじめ問題に関する児童の背景にある事情や

その被害性にも着目して、正確な情報収集により理解を深めること。

○「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。

○「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

○いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」等、いじめの未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践していく。

○いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、保護者、地域に対しても啓発を促していく。

３ 学校及び教職員の責務と対策

（１）学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念のもと、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察等の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

（２）学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

学校は、県基本方針及び市基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。また、学校評価項目に設定する等、当該方針が適切に機能しているかどうかを定期的に点検し、見直しを図るものとする。

４ いじめ防止等の対策のための施策

（１）いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称　　「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」

イ 活動内容　　いじめ未然防止、早期発見、情報共有、早期対応のための計画立案、ＰＤＣＡサイクルに基づく改善策の見直し、いじめ防止に関する啓発活動

ウ 組織構成　　校長、教頭、教務、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。必要に応じ、外部の関係機関とも連携を図るものとする。

エ開催日　　○いじめ事案発生時は随時開催とする。

○情報交換、情報の共有の場として、定期的に位置付けて開催する。

・生徒指導委員会（隔月１回開催）

・学年ブロック会議（毎週金曜日実施、生徒指導関係の情報共有）

・生徒指導報告（毎週金曜日生徒指導ノート提出、毎週明け報告）

（2）いじめの未然防止のために

ア 日頃の教育活動を通した取り組み

①授業の充実

「わかる授業」「教科指導と生徒指導を一体化した授業」を展開し、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感をもたせる。

②心理的安全性を確保した学級づくり

道徳教育や日頃の学級経営を充実させることで、道徳的価値観、規律を守る態度、コミュニケーション能力等を高め、全教育活動の中で実践する力を身に付けさせる。また、体験活動の充実を図り、

縦割り班活動、地域との交流を通して、豊かな人間性を育むことにつなげる。

③道徳教育の充実

「命を大切にするキャンペーン」「人権週間」「おうちDE道徳」等に児童が主体的に取り組み、いじめを許さない人権意識を育めるようにする。

④配慮を必要とする児童への対応及び環境づくり

配慮を必要とする児童に対して、教職員や児童が理解を示し、各々の個性を尊重する心情を育てる。

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対応の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、総合的な学習の時間、道徳をはじめとした各教科等の指導の中で、情報モラル教育を計画的に実施し、児童への注意喚起を図る。また、学校だより等を通して、保護者や地域に対して啓発活動を行っていく。

イ いじめ防止等の啓発活動

保護者会、ホームページ等を利用して、学校におけるいじめ防止の取り組みを周知すると共に、いじめ防止に資する情報を保護者や地域に発信し、家庭においても意識の向上を促す。

ウ 「児童の責務」に係る日常的な指導

いじめ発生の未然防止のため、以下の点について学級や学校全体を通し、日常的に意識の高揚を図る。（以下、成田市いじめ防止基本方針より抜粋・一部改変）

① いじめの禁止「やめる勇気」

他者に対して思いやりの気持ちをもち、いじめに加担しないこと。

② いじめの防止「止める勇気」

見て見ぬふりは、いじめに加担しているのと一緒であること。

③ 周囲への相談「話す勇気」

周囲の大人に積極的に相談すること。

④ お互いの個性を認め合う「認める勇気」

自分と異なる考え方も認め、互いに尊重し合うこと。

（3）いじめの早期発見のために

日頃の観察、会話、作品、ノート、日記等から児童が発する信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

ア 定期的な調査と教育相談、日常的な指導

・学期ごとに教育相談と事前アンケートの実施
・学校生活アンケートの実施（年間５回）　※持ち帰って保護者が内容確認
・保護者・児童・職員・学校関係者による学校評価の実施（年２回）
・長欠対象児童の調査、状況把握、報告
・いじめ防止啓発強化月間（４月）
・相談ポストの運用（随時）
・ICTを活用した「朝の元気（心の空模様）」の実施（毎日）
・チェックリスト（教師用）を活用し、定期的な振り返りの実施
・SOSの出し方の教育を実施し、援助希求を出すことの大切さの指導
・性的マイノリティ、発達障害、外国人など、支援や配慮の必要な児童の保護者との連携。また自分と異なる考え方や立場の人を受け入れる指導

イ 相談窓口

・校内相談担当者による相談

【教頭、養護教諭、担任、生徒指導主任、教育相談担当、教育相談員、スクールカウンセラー】

・教育相談員による相談活動
・校外相談・通報窓口

・成田市教育委員会教育指導課	０４７６－２０－１５８２
・子どもと親のサポートセンター	０１２０－４１５－４４６
・チャイルドライン千葉	０１２０－９９－７７７７
・２４時間子どもＳＯＳダイヤル	０１２０－０－７８３１０
・印旛児童相談所	０４７６－９４－７５００

ウ 教職員の資質向上

・いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を実施する。また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）」を活用し、定期的に生徒の状況を把握する。
・国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいた職員研修を行う。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

児童の利用状況を調査し、必要な情報教育、情報モラル教育を行う。また、情報モラル研修会や各種啓発活動により、児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを理解し、防止できるよう啓発する。

５ いじめを認知した場合の対応

（１）報告連絡体制

いじめ（を疑われるもの）を発見・認知した者→生徒指導・担任→管理職→指示（事実の確認、児童・保護者等への連絡、いじめ防止対策委員会の開催、外部機関の連絡 等）

特定の教職員で抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、的確な状況の把握が可能になるため、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を中心に速やかに対応し、被害児童を守り通すこととする。

（２）事実確認と報告

・被害者、周辺児童、加害者への速やかな事実確認
・管理職、生徒指導担当、いじめ防止対策委員会、重大事態が疑われる案件は教育委員会へ報告

（３）いじめ被害者及び保護者への対応

・いじめられた児童及びその保護者に寄り添って支援する。
・心のケアに配慮し、安心して学校に通学できるようにする。
・保護者とは、情報を共有し具体的な対応策の提示をすることで不安を払拭できるようにする。

（４）いじめ加害者及び保護者への対応

・いじめを行った背景を丁寧に聞き取り、行った行為に対しては毅然と指導する。
・必要と認めるときは、いじめを行った児童を別室指導とするなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置を講ずる。
・保護者とは、情報を共有し、指導方針について理解を得るよう努める。学校と家庭が連携していじめの解消、解決、再発防止に取り組める環境をつくる。
・事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、専門知識を有する者の協力を得つつ、加害児童及び保護者への助言指導を継続的に行う。

（５）傍観者への指導

・囃し立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実の重大さを受け止めさせる。
・いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救い、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

（６）警察等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、警察等外部機関と連携し、適切な援助を求める。

６ 重大事態への対処

（１）重大事態の基準

「重大事態」は、いじめを受ける子どもの状況に着目して、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと認められるとき」、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席していると認めるとき」と判断される場合とする。 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。また、早急に「生徒指導委員会」を調査組織とし、詳細な事実確認を行う。

なお、設置の目的は、責任追及や訴訟への対応ではなく、同種の案件の未然防止・早期発見に向けた対策を講ずるためとする。また、申立に係るいじめが、起こり得ない状況であることが明確であるなど、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、調査を実施するものとする。

いじめ防止対策推進法

第２８条

１　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（２）発生の調査報告

ア 調査組織の招集

・教育委員会への報告（※教育委員会への一報後、改めて文書で報告）と連携→
　いじめ対策委員会の招集→調査方法、担当者等の決定

※犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

・事実に基づく聴取：いじめの状況、いじめのきっかけ、５Ｗ１Ｈ。
・被害者、周囲にいる者、加害者のそれぞれに調査
・管理職・いじめ対策委員会への報告（→全職員に）→教育委員会
・関係機関への報告（必要に応じて）

ウ 関係機関と連携の下、保護者等への情報提供

・被害者側及び加害者側へ

・個人情報に配慮し、提供可能な範囲で当該クラスの保護者へ

（３）調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携し、必要な対応をする。

イ 再発防止のため、関係機関と連携し、加害者への指導、被害者への支援、他の児童への指導を行う。

７ 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

（１）ホームページで「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

（２）学校評価で、いじめ問題への取り組みを保護者、児童、職員、学校関係者が評価する。

（３）いじめ防止基本方針に関する点検・評価を行い、学校いじめ防止基本方針を見直す。

８ いじめ問題解決後の取組

○継続的な支援及び再発防止

・いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところでいじめが続いていたり、些細なきっかけから再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して両者の様子を注視し、見守っていく。

・解決したと思われる後も、定期的に保護者と連絡を取り、学校や家庭の様子を共有する。

（「いじめが解消した」状況は、最後のいじめ行為から少なくとも３か月経過した状態で、被害児童及び保護者が心身の苦痛を感じていないかどうかを鑑み、慎重に判断する。）

平成２６年２月２８日 策定
平成２８年４月１３日 確認
平成３０年６月２０日 改定
令和　２年４月　３日 改定
令和　３年５月　６日 確認
令和　４年４月１１日 確認
令和　５年４月１７日 確認
令和　６年４月　４日 改定
令和　７年４月　２日 確認
令和　８年４月３０日 改訂